

**第3条の許可は、次の5つのポイントを確認して判断しています。**

**1 全部効率利用要件**

農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、権利を有している農地及び許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるか。

**2 農業生産法人要件**

法人の場合は農業生産法人かどうか。

**3 農作業常時従事要件**

農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員が、その取得後において行う耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか。

**4 下限面積要件**

取得後の農地面積の合計が原則50a以上であるかどうか。

**5 地域との調和要件**

取得後において行う耕作の事業の内容及び農地の位置・規模からみて農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないか。